

# 森林整備業務検査要領

平成 22 年 9 月 28 日制定  
令和 5 年 5 月 30 日最終改正

## (趣 旨)

第 1 条 この要領は、長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号。）第 150 条及び長野県建設工事事務処理規定（昭和 51 年 3 月 3 日 50 監第 590 号。以下「処理規定」という。）第 35 条から 40 条に規定する工事等の検査のうち、林務部所管の森林整備業務の検査に関し必要な事項を定め、森林整備業務の適正かつ効率的な施行の確保を図るものとする。

## (定 義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事」 森林整備業務の請負をいう。
- (2) 「委託業務」 森林整備業務の委託をいう。
- (3) 「工事等」 工事及び委託業務を指していう。
- (4) 「発注機関の長」 工事等を発注する現地機関の長及び本庁の課長をいう。
- (5) 「検査員」 工事等の検査を行う者として、発注機関の長が指定した職員をいう。
- (6) 「監督員」 工事等の監督を行わせる者として、発注機関の長が指定した職員をいう。
- (7) 「中間検査」 工事等の途中の出来形を対象にしてその完成を確認するための検査をいう。
- (8) 「しゅん工検査」 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (9) 「完了検査」 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (10) 「出来形検査」 工事等の出来高を確認するための検査をいう。
- (11) 「検査」 第 7 号から第 10 号の検査のことをいう。
- (12) 「専門指導員等」 主任専門指導員、副主任専門指導員、専門指導員及び発注機関以外の職員

## (検査の内容)

第 3 条 中間検査、しゅん工検査及び完了検査は、検査対象工事等の出来形を対象とし、その品質、規格、性能、数量等が契約書の内容に適合しているかを確認する。併せて、その執行状況又は管理状況の確認をする。

2 出来形検査は、検査対象工事等の出来高を確認する。

## (検査員の指定)

第 4 条 発注機関の長は、所属職員の中から検査員を指定する。

## (専門指導員等の検査)

第 5 条 次に掲げる検査は、林務部長が専門指導員等に行わせることができるものとする。

- (1) 契約額 800 万円以上の工事の中間検査及びしゅん工検査
- (2) 契約解除に伴う出来形検査で、出来高の見込みが 800 万円以上の工事
- 2 発注機関の長は、前項第 1 号及び第 2 号による検査等を依頼するときは、しゅん工検査依頼書（処理規定様式第 38 号）、中間検査依頼書（処理規定様式第 39 号）及び出来形検査依頼書（処理規定様式第 39 号準用）を林務部長に提出するものとする。
- 3 林務部長は前項の依頼書を受理したときは、検査員を指定するものとする。

#### (検査の方法)

第 6 条 検査には、監督員及び契約人が立会うものとする。

- 2 中間検査及びしゅん工検査においては、検査の既往部分との重複執行を妨げない。
- 3 工事等の検査は、別添 1 「森林整備業務検査基準」により行う。

#### (検査結果の報告)

第 7 条 第 4 条の規定により指定された検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、当該各号に定めるところにより、林務部長又は発注機関の長に復命しなければならない。

- (1) 中間検査 検査員は、「中間検査復命書（処理規定様式第 26 号）」及び「中間検査調書（処理規定第 27 号）」を作成する。
  - (2) 出来形検査 検査員は、「出来形検査復命書（処理規定第 28 号）」及び「出来形検査調書（処理規定第 29 号）」を作成する。
  - (3) しゅん工検査 検査員は、「しゅん工（完了）検査復命書（処理規定第 30 号）」又は完了検査 及び「しゅん工（完了）検査調書（処理規定第 31 号）」を作成する。
- 2 林務部長は、前項の規定による復命があったときは、その結果をしゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書、出来形検査実施結果通知書（処理規定様式第 42 号）により、また第 4 項による報告があったときは、その結果をしゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書、出来形検査実施結果通知書（処理規定様式第 42 号）により、発注機関の長に通知する。
  - 3 発注機関の長は、第 1 項の規定による検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い契約人に通知する。
    - (1) 出来形検査 出来形検査結果通知書（処理規程様式第 33 号）
    - (2) 中間検査 中間検査結果通知書（処理規程様式第 34 号）
    - (3) しゅん工検査 しゅん工（完了）検査結果通知書（処理規程様式第 35 号）  
又は完了検査
  - 4 検査員は、工事等の検査の結果、当該工事等を不適切と確認したときは、第 1 項の規定による復命の前に、「しゅん工（完了）・中間検査報告書（処理規定第 37 号）」を林務部長又は発注機関の長に提出する。

#### (工事等の修補)

第 8 条 検査員は、検査対象の工事等に不適切な部分が存在するときは、契約人に対し必要な処置（以下「修補」という。）を指示する。

- 2 前項の指示により、その後契約人から修補完了報告がされたときは再検査を行うも

のとし、再検査は、原則として当該工事等の検査員が行う。

- 3 修補に係る事務処理は、長野県建設工事検査要綱第9条第3項に規定する「修補処理規程」を準用する。

#### **(工事等の成績評定)**

第9条 検査員は、工事等の中間検査又はしゅん工検査若しくは完了検査を終了したときは、別に定める「森林整備業務成績評定試行要領」に基づき、その成績を評定しなければならない。

- 2 発注機関の長は、評定結果を契約人に通知しなければならない。

#### **附則**

##### **(施行期日)**

- 1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年8月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年6月1日から施行する。